

水質汚濁防止法に基づく第9次総量削減計画（中間案）の概要

1 趣旨

水質汚濁防止法の総量削減基本方針に基づき、京都府を含む瀬戸内海流域2府11県は、昭和54年から8次にわたって瀬戸内海に関する総量削減計画を策定し、事業場排水に適用される総量規制基準の強化等、瀬戸内海に流入する水質汚濁負荷を削減してきたところ、瀬戸内海（大阪湾）の水質は、全体としては一定程度改善した。

この度、令和6年度の目標値を定めた国の基本方針（第9次）に即した京都府の総量削減計画を定める。

2 計画（中間案）の概要

（1）目標年度：令和6年度

（2）目標（許容排出量）

（単位：トン／日）

| | 令和元年度 | | 令和6年度 |
|----------|----------|-----|----------|
| | 目標値（第8次） | 実績値 | 目標値（第9次） |
| 化学的酸素要求量 | 13 | 13 | 12 |
| 窒素含有量 | 14 | 14 | 13 |
| りん含有量 | 1.1 | 1.1 | 1.1 |

（3）主な削減方途（対象地域は淀川流域の10市7町1村）

ア 下水道整備を計画的に推進し、普及率の向上を図る。

イ 事業場に対する現行の総量規制基準の遵守を徹底する。

ウ 農地における化学肥料の施用量の低減、家畜排せつ物の適正処理等を推進する。